



## 総合事業サービス種類一覧

サービスコード	サービス種類名	サービス内容
A1	訪問型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
A2	訪問型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
A3	訪問型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
A4	訪問型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
A5	通所型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
A6	通所型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
A7	通所型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
A8	通所型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
A9	その他の生活 支援サービス (配食/定率)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AA	その他の生活 支援サービス (配食/定額)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
AB	その他の生活 支援サービス (見守り/定率)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AC	その他の生活 支援サービス (見守り/定額)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
AD	その他の生活 支援サービス (その他/定率)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AE	その他の生活 支援サービス (その他/定額)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
AF	介護予防ケア マネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。

### フロッピーディスク（FD）での請求中止のお願い

介護給付費等又は総合事業費の請求については、インターネット及びＩＳＤＮ回線による伝送での請求が原則となっていますが、請求省令（厚生労働省令第５７号）第２条に基づき、磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクでの請求も認められています。

フロッピーディスク（以下、「FD」という。）については、フレキシブルディスクに含まれますが、FD自体の市販が限定的であり



事業所での入手が困難であること、及び請求データを取り込む際に必要なFD用ドライブの調達が困難であるため、本県でのFDによる請求は、原則的に平成28年3月をもって中止させていただきます。

FDにてご請求いただいている事業所様についてはお手数をお掛けいたしますが、CD-R等による請求に切り替えていただきますよう、御理解・御協力をお願いいたします。

## 介護給付費等の電子請求化（伝送又は磁気媒体）のお願い

本会への介護給付費等又は総合事業費の請求方法は、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されていますが、同省令附則第2条の経過措置により、特例として紙による請求も認められています。

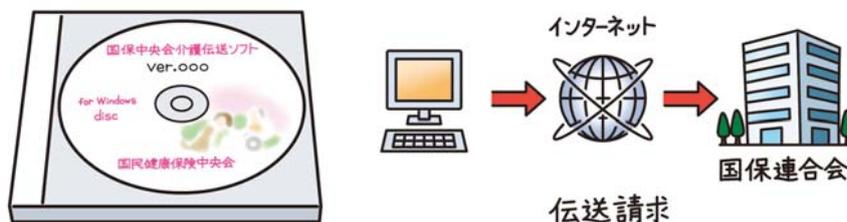
そのため、本会で受け付ける介護給付費等の請求のうち、毎月約4,000件が紙による請求となっています。

しかし、紙による請求は電子請求と比較して記入漏れ、計算ミス等による返戻が多く発生しております。

つきましては、現在、紙で請求されている事業所におかれましては、入力漏れや計算ミス等を防ぎ、事務負担を軽減させるメリットがある電子請求への移行に、御理解と御協力をお願いいたします。

また、平成30年度には、当該事業所に勤務する介護職員のいずれも65歳以上であること等のある一定の条件を満たしている事業所以外は原則電子請求が義務化されます。

なお、電子請求の情報は、厚生労働省で示すインタフェースに基づく情報（CSV情報）で提出する必要がありますので、当該情報を作成するためのソフトをご用意いただき請求していただきますようお願いいたします。



### 問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)



※ 群馬県以外に所在の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いいたします。